

## 議案第2号

大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の一部改正について

大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成26年1月30日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税及び地方消費税の課税について、疑義が生じない  
ようにするため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の一部を改正する条例

大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例（平成25年大口町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の改正規定中「消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消  
費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地  
方消費税の税率を乗じて得た額」を「当該金額に消費税法（昭和63年法律第10  
8号）に定める消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消  
費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じ  
て得た額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第9条第1項中「算定する」を「算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする」に改める。</p>	<p>第9条第1項中「算定する」を「算定した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする」に改める。</p>

改正後の一部改正条例による大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第9条 使用料は、別表に規定するところにより算定した額に、当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第9条 使用料は、別表に規定するところにより算定する。</p> <p>2・3 略</p>

## 地方消費税

地方消費税は、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき課される税金であり、普通税の中の間接税の一種に分類されます。消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税と同様に、商品の売上げやサービスの提供などに対して課税されるもので、その課税標準は国税である消費税の額であり、税率は25/100です。

一般的に、消費税の税率は5%であると思われていますが、国税である消費税の税率は4%であり、それに地方消費税分（ $4\% \times 25/100 = 1\%$ ）が加算されているものです。

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとなります。

適用開始日区分	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0% (4/100)	6.3% (6.3/100)	7.8% (7.8/100)
地方消費税率	1.0% (消費税率の25/100)	1.7% (消費税率の17/63)	2.2% (消費税率の22/78)
合計	5.0%	8.0%	10.0%